

移籍規程

第1条（移籍規程）

本規程は、選手の移籍に関する規則を定めるものである。

第2条（移籍の定義）

移籍とは、選手が現在所属している会員チーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、他の会員チーム（以下「移籍先チーム」という）に所属を変更することをいう。

第3条（選手の移籍意思の尊重）

当該年度終了後に選手が移籍を希望する場合、所属チームは、公益財団法人バスケットボール協会（以下、JBA）基本規程（第113条〔移籍の手続き〕）に基づき、選手に不利な状況とならないように速やかに移籍手続をしなければならない。

第4条（移籍の手続）

- (1) 登録選手が、移籍を希望する場合、会員チームはWJBLが定める期日・方式に従い「自由契約選手名簿」をWJBLに提出しなければならない。
WJBLは速やかに公示を行い選手の移籍が円滑に運ぶよう努める。
- (2) 前項により自由契約選手として公示された当該選手については、会員チームは、公示日の翌日以降、移籍のための交渉を行い契約を締結することができる。
- (3) 当該選手の移籍先チームは、移籍交渉成立後、速やかに移籍元チームからの「移籍合意書」をWJBLへ提出しなければならない。
- (4) WJBLが定める期日までに「選手同意書」が提出されていない選手は、自動的に自由契約選手となり、Wリーグ全てのチームと移籍のための交渉を行い契約を締結することができる。
- (5) 登録に際し、移籍元チームからの「移籍承諾書」の提出がなされなかった場合、WJBL理事会は当該移籍元チームに代わり同承諾書を発行することができる。

第5条（移籍の効力）

移籍の効力は、移籍先チームによるWJBLへの選手登録が完了した時点で生じ、以後移籍選手は、移籍先チームにおける活動等を有効に行うことができる。

第6条（禁止事項）

会員チームおよび選手は、移籍に関して、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 会員チームおよび選手は、WJBL による自由契約選手の公示前および登録外選手であることが明らかになる以前における移籍交渉を行ってはならない。
- (2) 会員チームが、前記（1）に違反し、または抵触していることが客観的に疑われる場合は、WJBL 理事会は、当該会員チームを調査（事情聴取、書面の提出等）し、対処方法を審議・決定する。当該会員チームは、調査に誠実に対応し、決定に従わなければならない
- (3) 選手登録終了後、当該年度内における移籍はできない。

第7条（外国チームへの移籍等）

外国チームへの移籍ならびに外国チームからの移籍に関しては、JBA 基本規程〔第 121、122 条〕に基づき手続きを実施する。

第8条（移籍規程違反行為）

本移籍規程に違反した会員チームおよび選手については、WJBL 理事会にて対処方法を審議し決定する。当該会員チームおよび選手は、理事会の決定に従わなければならない。

運用および改正

第9条（運用または解釈）

本規程の運用または解釈に疑義が生じた場合は、細部に関しては WJB 運営部会にて協議の上適切に対処し、同運営部会において協議が整わない場合その他重要事項については、理事会で審議し決定する。

第10条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第11条（施行）

本規程は、2017年4月1日から施行するものとし、本規程の施行前に登録および申請については、本規程は適用しない。

以上

〔改正〕

2014年4月24日

2015年5月28日

2017年1月19日（アーリーエントリー規程追加）

2017年4月1日（移籍規程追加修正）

2018年3月1日（移籍規程改定分割）